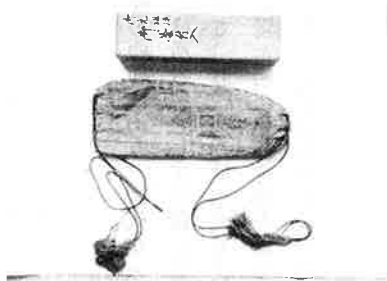


史料紹介

成松文書

福川 一 徳

(会員・東京都狛江市)



写真は成松文書の文書袋

成松文書の存在を知ったのは、もうかれこれ十年近く前のことになる。当時、筆者は水軍研究のため伊予豊後の各地を訪ね歩き、関係史料を収集したり、現地調査を行ったりしていた。

昭和五十四年一月、佐伯氏関係の史料収集のため、佐伯を訪れ、羽柴先生に色々お話をうかがった。思えば、先生にお目にかかったのは、この時が最初で、最後であった。

さて、その折、米水津村浦代浦に伊予法華津氏の文書があることを知った。早速、先生のご紹介で、浦代浦に

当会会員の高宮昭夫氏を訪ね、同文書を拝見させていただいた。それは十一月十六日付け、法華津右衛門佐宛、大友義統の書状をゼロックス・コピーしたものであった。原本は現在、千葉県佐倉市在住の成松勇策氏が所蔵されている。昭和五十年、同氏が浦代浦に帰り、自家の文書を東京に持ち帰る時、高宮氏が全部複写したのだという。東京に帰るとすぐ成松勇策氏に電話を入れて約束を取り、昭和五十四年二月、成松家（当時、千葉市西都賀在住）を訪問し、その家蔵文書を拝見した。

一連の調査の結果は、「伊予法華津氏研究序説」と題して「伊予史談」二三四号（同年七月発行）に発表したが、末尾に付した成松文書は「伊予に直接関係ない」として全文削除されてしまった。その後、米水津村史が計画されたので、成松文書は当然村史に収録されるものと思いい、一応遠慮していた。しかし、高宮氏の話では、収録されなかったらしいので、ここに改めて成松文書を紹介することにしたい。南海部郡は古い歴史を持っているので、当然、古い記録文書類も多かった筈であるが、現存する中世文書は数点にすぎない。

成松文書は総数わずか六点ではあるが、いずれも成松

家および浦代浦の歴史を語るには要点を押さえているものといえよう。「家」の文書として、ひとつ完結した体系をそなえるものは、管見のかぎりでは外に御手洗文書があるだけである。

成松家は、中世末期、海部郡土着の土豪の系譜を持ち近世全期を通じ浦代浦の浦役人を世襲している。元禄六年（一六九三）、五代目藤三郎（玄順）の時、役人職を弟金右衛門に譲り、自らは佐伯に赴き、医師今泉氏に師事して医学を学んだという。この時から成松家は、医師家と浦役人家の二家に分かれたのである。ここに紹介するものは惣領家である医師家の末裔、勇策家の相伝文書である。成松家の由緒にかかわる文書はもっぱら勇策家に伝えられたが、勇策氏から聞き取ったところによれば散逸したものもかなりあるようである。ともあれ、現存文書のみからでも戦国末期、近世初頭の成松家の動向はおおよそつかむことができる。

成松家および同文書についての筆者の基本的見解は、すでに「序説」に示した通りであるので、詳しくは拙稿を参照されたい。ただ誤解をさけないので、二、三要点のみ記すことにする。

まず、成松氏は、室町期、南海部郡鶴見町辺にその本拠を持っていた小領主（土豪）であったといえよう。そして、戦国末期、その一派が浦代浦に進出し、これを開発したのである。鶴見町・浦代浦の成松家に伝わる伝承はこの間の事情をよく物語っているように思われる。法華津氏は水軍をもって知られる。伊予宇和郡の国人衆であったが、天正十五年（一五八七）秋、新しく宇和郡に入部した豊臣大名、戸田勝隆に追われて九州に落ちのびたという。この時、法華津氏の一派が浦代浦に入ってきたことは十分可能性がある。しかし、法華津右衛門佐前延イコール、成松源左衛門という、成松家の所伝は後世になって成松家において創作されたものと言わざるをえない。先の大友義統の書状を根拠として、法華津氏イコール、成松氏という説を展開しているが、この説は、現在の我々の歴史的常識に照らしてすぐ分かるように、いかにも苦しい説明である。前延と源左衛門とは同時代人ではあるが、それぞれ別の歴史を生きた人物である。しかし、かつて両者が豊後水道を挟んで何らかの交渉を持っていたであろうことまでは否定できない。法華津文書が成松家に伝えられていることは、何よりもそのことを

大友義統書状



成松文書

千葉原佐倉市上志津一四二八一二四〇
成松勇策氏所蔵

① 大友義統書状
タテ三〇・二×ヨコ四七・三cm

〔端裏〕
切封アト、墨引

至休音蜂須賀彦右衛門尉方、〔西園寺〕黒田官兵衛尉方音問之儀、〔孝高〕從公廣預御届候、則返書ノ進之候、殊真光寺近日下ノ着候、関白殿別而被添御ノ心候之事、外聞実儀珍重候、委細自是可申遣之趣、猶ノ白杵越中守可申候、恐々ノ謹言、〔天正十二年〕十一月十六日 義統〔花押〕
法花津右衛門佐殿〔前延〕

示している。この点を除けば、成松家の歴史はほぼその由緒書が示すとおりであろうと思われる。

毛利高政判物



なお、南海部郡の成松氏や成松勇策氏から聞き取った成松氏の事績については、いずれ機会をみて発表することにした。

② 毛利高政判物〔折紙〕 三〇・二×四七・三

猶以於其村他国之宰人ノ共召置田島荒候所起ノ申、諸事令馳走ニ付而ノ此分為褒美遣候、以来迄もノ

為扶助其方居ノ屋敷方、指出之とくノ三畝無油断可致馳走候、以上、ノ
高三斗永代指ノ遣候之条、全可致拜ノ領者也、

慶長十三申ノ稔 毛利伊勢守
十二月十三日 高政〔花押〕

うらしろうら

又右衛門へ

（折目）

③ 毛利高政口薬伝書写 一七・三×五二・〇

(前欠)

己上

口薬 ふじやけん合

拾文目 ゑんせう

式勿 ゆわう

式勿 はい拂

巳上

右口薬かため様口傳有、

右目錄能々以鍛鍊工夫之上、打覚候

ハ、編立たる書ニ候間、於此条々者

うたかひ有へからさる者也、

元和五年 毛利伊勢守
正月五日 藤原高政

毛利高政口薬伝



④ 梅田勘兵衛古文書改書 一四・五×二一・〇

御元祖様と頂戴之

御書付巻通・同写巻通

同

口薬御書付巻通

義統公之法花津迄ノ感状巻通
三通箱入

外

書状書付類六通ノ巻包

天明三年改

五月

梅田勘兵衛

⑤ 覚(瓦庇・傘免許) 一七・五×六三・五

覚

米水津浦組

浦代醫者

宗葬

一 瓦庇

一 波蛇目傘

但當人計り

一 浅黄日傘

但右同断

右者御蔭を以渡也ノ取續候ニ付、為冥加金ノ五両致獻
納候ニ付、書面ノ之通被成御免候間、其分可相心得候、
以上、

天保十五年

十二月廿二日 御代官所 ⑩

⑥ 浦代浦成松家由緒(綴) 一九・五×二七・五

1 元祿九丙子年十一月二日、京都惣本山と養福寺開山縁起／書仕候様^ニと由来、如此相認進候書留也、

一 豊後国海部郡佐伯領浦城蔵懸山無量豊院／養福寺開山玄蓮社真誉上人浄栄和尚者生／當国當所成松氏嫡子也、壯年之比於洛陽黒谷／金戒光明寺令剃髮授戒極宗脉、其後帰當国／畢、於此郷一字依有之、致建立、則本山知恩院御／末寺^ニ仕、干今無退轉代々十四世令相統候事、

弘治二丙辰年産也、

一 真誉上人在寺拾五年。天正元癸酉年 永祿七甲子年 八拾五歳^ニ而。文祿四乙未年九月十六日／被致遷化、元祿九年迄百弐年^ニ成、
一 真誉上人於黒谷致剃髮宗脉令相承候、師^ハ分明^ニ／知不申候事、

知恩院末寺

五代目 豊後国海部郡佐伯浦城
高久公 毛利駿河守領内 蔵應山無量宝院養福寺
弁誉手判

知恩院 元祿九丙子年十一月二日

2 養福寺開山縁起

(貼紙)

玄蓮社真誉上人浄栄和尚者／生當国當所成松氏嫡子也、壯年之比於洛陽儘谷金戒光明寺／令剃髮授戒極宗脉、其後／帰當国畢、於此郷一字依有之致／建立、則本山知恩院末寺^ニ仕、干今無退轉代々十四世迄／相統候事、
天正元癸酉産也
真誉上人在寺拾五年八拾歳^ニ而／被致遷化、慶安四卯年九月十六日／當年迄弐百五拾五年、

3 養福寺分

- 一 中畠寺^ノ下 高三斗九升三合
- 一 中畠山号寺^ノ脇 高五斗壹升六合
- 一 五畝式拾壹步

下畠 同所 左手道依り

三畝拾壹歩

高式斗三升壹合六勺七才

下々畠 大佐之城

高式斗七升六合六勺七才

下々畠 同所

高式斗六升八合三勺三才

三畝拾壹歩

高式斗九升八合

上畠 休合畠

高式斗九升八合

但、高宮源二郎受申以後と存候得共惣宮内

高合壹石七斗八升七合六勺七才

内壹斗九升八合源二郎受ニ引

高壹石五斗八升九合六勺七才

外ニ

屋敷壹反式畝拾九歩、高壹石式斗壹升九合、此分

御勉地、御公儀ニ御引、

与兵衛分

下々畠

拾六歩

下畠

五畝拾四歩

下々畠

壹畝拾八歩

高式升六合六勺七才

高三斗八升式合六勺七才

高六升三合三勺三才

4 法花津ヲ成松氏ト改ル系図

一 仙臺中納言伊達政宗公ニ御子二人在、秀宗公ノ忠

宗公是ナリ、然トモ秀宗公ハ御妾腹ノ長男タルニ依

テノ法花津播磨守秀宗公ト改、四国伊豫ノ大守トナ

リノ在城ス、其時中国ノ大守ハ毛利元就公、九州豊

後ノ大守ニ在スハ、大友義統公是ナリ、然處天正年頃

ニ於テノ長曾我部元親四国ノ土佐ニ渡リ合戦ノ時法

花津ノ播磨守モ為長曾我部元親ノ以落城シテ九州ノ

豊後ニ降り、大友義統公ノ賀ト成リ、法花津ノ右衛

門佐秀家ト改テ佐伯浦手ニ住居シテ諸国ノ浪人共ノ

隱置テ馳走シ歳霜ヲ送ル時、森九郎左衛門吉安公家

中、子孫ナキ故、成松新ノ右衛門弟ヲ養子トシテ荒

タル野邊ヲ起シ農民ノ業ヲ常ニスル、是則佐伯米

水津浦白開作ノ初ナリ、然處黒田官兵衛・蜂須賀

彦右衛門浪人シテ浦城ニ来リ、法花津氏ノ庵ニ滞

留スル處、関白ノ秀吉公ヨリ黒田氏・蜂須賀氏佐伯

表ニ徘徊致、ノ并ニ法花津右衛門佐豊後大友義統公

ノ賀ニ成リ、ノ佐伯ニ住居之由被聞召、預リ御座ニ、

豫州ニノ渡リ、宇和嶋ヲ領ス、伊達遠江守秀宗公ト

改テノ在城アリ、今宇和嶋ノ法花津屋ノ右衛門佐殿

ノ飯リノ屋敷ナリ、系図ハ神主法花津丹後守ノ家ニ

有トノ聞傳ルナリ、是ニ依テ成松源左衛門代ヨリ城

主ノ苗字ヲノ名乗ルナリ、

役人 元祖成松源左衛門

同名又左衛門

同 宇兵衛

同 又左衛門

同 藤三郎

醫師

同 玄順

同 玄察

同 元伯

同 元伯

同 宗安

同 友賢、玄伯

ト改

5 成松氏系図

遠案成松源左衛門之元祖ヲ尋ルニノ號ス法花津播磨

守則延ト、則豫州戸嶋之城主ノ有故豊後ニ相下而當

所ニ講休庵居ル処ニ不計ノ天正年口黒田官兵衛尉・

蜂須賀彦右衛門尉ノ依音問、又從リ関白殿ノ預リ呼

登、其節ノ法花津左衛門祐ヲ殘置テ、則致ス成松氏之

二

開基ト也、
(摩脱)

法花津播守

法花津右衛門祐

成松源左衛門

又左衛門

宇兵衛

又左衛門

今泉家ニ而醫師トナル

藤三郎

玄順

玄伯

元伯

宗庵

元伯

6 天正年中比

豊後大友義統公ニ感状到来致候ニ依而左之通ノ扣

置候、

(大友義統書状、1号文書と同文に付、省略)

往昔^{ヨリ}土佐国ハ一條殿国也、

元龜三壬申年宇和郡ノ領主西園寺公廣ノ豫州戸嶋ノ

城主法花津播摩守則延ノ伊豫宇和嶋郡宇和嶋居城ハ

○天正年中戸田民部少輔ノ後○又藤堂和泉守高虎居

ス○又慶長十三年富田信濃守延国居ス○又十九年伊

達遠江守秀宗・同遠ノ江守宗利居ス○明曆三年宮内

少輔宗純三万石配分ノ元禄九年三万石新田改土、

都合十万石再代々領之、ノ則父法花津播磨守者於豫

州宇和嶋領之、ノ戸嶋ヲ令拜領者也、其后法花津之

苗字ヲ密而ノ地松浦ニ有リ成松之氏家、從其迎嫁ヲ

而成松氏ト改ル也、ノ其昔古市村梅峰城主惟治公大

永七年中落城ノ之後ニ七十年余ノ間、大友豊後守・

福原左馬助・ノ太田飛彈守三代之成ル預所ト、又後

慶長六年ノ靄谷之城主毛利伊勢守藤原高政公ノ御入

国ノ節者嫡子又右衛門ニ讓リ庄官并家督、ノ法花津

右衛門祐ハ致隱居而當□一字於^テ有^ルヲノ致再建置

キ而登リ京都ニ於黒谷ニ戴キ剃髮ヲ而ノ承次宗脉

即浄土宗惣本山知恩院末ニ願上ノ相濟而藏應山無量

宝院興養福寺ノ得^テ称号之免許ヲ歸国之後ニ開基ト

成者也^上巳

表紙解説

木造不動明王坐像

米水津村宮野浦

大火炎うず巻相を背にする総高約二米の不動明王はいかにも大盤石のすがたを秘めている。

頭の頂きには、蓮華をかたどった大きめの莎髻しやけいというか、花がたに髪を結ったかたちに刻んでいる。髪は巻髪とし、太目のまばら彫りを示し、弁髪を左肩の前にたれ、面相は正面を見る。上下に歯牙をあらわし、左手はその手先を外方に張って掌を仰いで霸索をとり、右手には宝剣を持っている。(霸索は後補か)近年彩色したもので黒・赤・金色に輝いている。

写真並びに説明 軸丸 勇